

消防通信指令管制システム及び消防救急デジタル無線調達支援業務に係る  
公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

消防通信指令管制システム及び消防救急デジタル無線調達支援業務

(2) 業務内容

別紙「消防通信指令管制システム及び消防救急デジタル無線調達支援業務基本仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年9月30日

(4) 委託料の上限額

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

155,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（うち、消防通信指令管制システムに係る部分は110,000,000円、消防救急デジタル無線に係る部分は45,000,000円を上限額とする。）

年度別内訳

令和7年度 0円

令和8年度 0円

令和9年度 155,000,000円

(5) 事業担当課

消防局警防部警防課（広島市消防局3階）

住 所：〒730-0051 広島市中区大手町五丁目20番12号

電 話：082-546-3451（直通）

FAX：082-249-1160

E-mail：[fs-keibo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:fs-keibo@city.hiroshima.lg.jp)

2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

共同企業体を構成して参加する場合は、(1)から(6)までについては全ての構成員が要件を満たすこと、(7)については構成員が共同して要件を満たすことも可能とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和5年・6年・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。なお、本市に納税義務がない場合は、申立書（様式2）を提出すること。

(4) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 次に掲げる者でないこと。

ア 消防通信指令管制システム及び消防救急デジタル無線調達支援業務公募型プロポーザル

#### 審査委員会の委員

イ 前記アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(6) 本件業務の従事者が所属する部署等が情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS) 適合性評価制度の認証を受けていること。

(7) 令和2年4月1日以降公示日までに、次に掲げる類似業務の履行実績を有すること。

ア 政令指定都市又は管轄人口100万人以上の団体において、消防防災施設整備費補助金交付要綱(平成14年4月1日消防消第69号消防庁長官通知)に定める高機能消防指令センター総合整備事業のⅢ型に相当する設備の調達に係るコンサルティング業務を請け負った実績を有すること。

イ 政令指定都市又は管轄人口100万人以上の団体において、消防救急デジタル無線の調達に係るコンサルティング業務を請け負った実績を有すること。

### 3 公募型プロポーザル説明書等の配布方法

公募型プロポーザル説明書及び応募書類書式の配布については、以下を参照すること。

広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)トップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」画面から展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすることができる。

### 4 手続の全体スケジュール(予定)

	項目	日程
1	説明書等の交付(市ホームページで公開)	令和7年4月8日～
2	参加申込の受付	令和7年4月8日～4月25日
3	参加資格確認結果の通知	令和7年4月30日(予定)
4	仕様書等に関する質問受付	令和7年4月8日～4月18日
5	企画提案書の受付	令和7年4月30日～5月13日
6	企画提案書の説明	令和7年6月上旬
7	受託候補者の特定・通知	令和7年6月上旬
8	契約の締結	令和7年7月1日(予定)

### 5 参加申込受付

#### (1) 申込期間

公示日(令和7年4月8日)から令和7年4月25日(金)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項第1号から第4号までに掲げる日をいう。以下同じ)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

#### (2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

#### (3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)、会社概要(様式3)及び履行実績調書(様式4)を作成し、必要書類を添付の上、前記1(5)へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

また、複数の事業者で構成する共同企業体として応募する場合は、構成する全ての事業者

に係る書類を提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

資格確認後、速やかに参加資格確認結果通知を発送する。

(5) 参加の辞退について

参加申込後、都合により辞退する場合は、参加辞退届（様式5）を提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和7年4月18日（金） 午後5時15分

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

仕様書等に関する質問書（様式6）を作成し、電子メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページ（前記3公募型プロポーザル説明書等の配布方法と同様）に掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の構成

ア 表紙

「消防通信指令管制システム及び消防救急デジタル無線調達支援業務企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載すること。ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には、社標など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

イ 企画提案

- ・ 仕様書に示す本市の要求事項に対し、別紙「消防通信指令管制システム及び消防救急デジタル無線調達支援業務提案依頼事項」に示す各項目の記載内容に基づいて記載すること。
- ・ 仕様書に示す本市の要求事項を基本として、提案者の経験や知見を活用し、本業務が最大限成果を上げるための提案を行うこと。
- ・ 記載に当たっては、専門用語を多用しない等、分かりやすさ読みやすさに努めること。  
また、写真、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(2) 業務見積書の提出

企画提案書において見積書及び積算内訳を記載することとしているが、契約の締結に当たっては、別途見積書の提出を求める。

(3) 提出部数等

ア 提出部数

正本 書面1部

副本 書面12部、電子データ（CD-R等の記録媒体に保存したもの）1部

イ 書式体裁

書式は、A4縦置き・横書き又はA3横置き・横書きで片面印刷とし、表紙及び目次を除き80頁以内で作成すること。（資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさに三ツ折にすること。）

ウ その他

企画提案書は1者（1共同企業体）1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

(4) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限

令和7年5月13日（火） 午後5時15分

イ 提出場所

前記1(5)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限り、期限までに必着のこと。）により提出すること。

8 企画提案書の説明

企画提案書の説明は令和7年6月上旬頃（令和7年6月4日（水））を予定しているが、変更となる場合がある。）に広島市内で開催することを予定しており、日時、場所については別途通知する。参加者による提案内容の説明は30分、質疑応答は20分として実施することを予定している。なお、企画提案書の説明を欠席した場合は、その提案を無効とする。

※ 企画提案書の説明者は、原則業務従事予定者が行うこと。また、各提案者の説明者は4名以内とすること。なお、説明にあたっては、企画提案書のダイジェスト版等をプロジェクターなどに投影し、説明することは可とする。ただし、企画提案書にない追加提案は認めない。

9 審査方法

(1) あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「消防通信指令管制システム及び消防救急デジタル無線調達支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査し、最も高い評価点を得た者を受託候補者として決定する。

(2) 評価

別紙「消防通信指令管制システム及び消防救急デジタル無線調達支援業務提案依頼事項」に基づき、企画提案書及び企画提案書の説明の内容を踏まえ評価を行う。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において審査された提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を本業務の契約の受託候補者として特定する。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低水準（6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 合計得点の最高位の者が2者以上いる場合には、該当提案者によるくじ引きにより、受託候補者を特定する。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果の通知後、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について、広島市ホームページで公表する。

## 1 1 契約の方法等

- (1) 特定した受託候補者を当該契約の見積書を徴取する優先交渉権者に決定し、協議の上、随意契約を行う。

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2) 優先交渉権者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (3) 優先交渉権者と協議が整わなかったときは、次順位の者を優先交渉権者とし、見積書を徴取の上、同様の手続きにより随意契約を行う。  
優先交渉権者が正当な理由なく契約を締結しないときは、優先交渉権者の決定を取り消す。  
また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。
- (4) 共同企業体で本プロポーザルに参加した場合は、代表構成員が本市との連絡窓口となり、契約手続等を行う。

## 1 2 その他

- (1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (8) 履行検査に当たっては、契約書に盛り込んだ企画提案書の内容を満たしていることを確認する。
- (9) 企画提案書に記載した技術者等の配置変更は、原則、認めない。